

千葉県流山市からの溶融飛灰残さの放射能濃度の追加調査の結果及び本市の対応方針について

戸畑区の光和精鉱(株)が、千葉県流山市から受託した溶融飛灰のリサイクルに伴い生じた残さ物のうち、6月に受け入れた物から放射性物質が検出されたため、追加調査をすることとしていました(7月13日、29日報道発表済)。

このたび、光和精鉱(株)から追加調査の報告があり、これに基づき対応方針をとりまとめましたのでお知らせします。

1 追加調査の結果

流山市の飛灰の処理開始日から処理完了4日後まで(6月10~17日)の残さ物(フレコンバッグ91袋 91トン)の一部について、3袋ずつグループ化して試料を採取し(13グループ)放射能濃度の分析を実施した。

その結果、7グループから、放射性物質として取り扱う必要のない基準(100ベクレル/kg以下)を超えるものが検出された。

フレコンバッグ番号 ¹	分析結果 (セシウム134・137合計)	フレコンバッグ番号 ¹	分析結果 (セシウム134・137合計)
No.1-3	460 ベクレル/kg	No.46-48	ND ²
No.4-6	162 ベクレル/kg	No.49-51	(未計測)
No.7-9	310 ベクレル/kg	No.52-54	(未計測)
No.10-12	(未計測)	No.55-57	105 ベクレル/kg
No.13-15	250 ベクレル/kg	No.58-60	(未計測)
No.16-18	(未計測)	No.61-63	(未計測)
No.19-21	240 ベクレル/kg	No.64-66	ND ²
No.22-24	(未計測)	No.67-69	(未計測)
No.25-27	(未計測)	No.70-72	(未計測)
No.28-30	202 ベクレル/kg	No.73-75	ND ²
No.31-33	(未計測)	No.76-78	(未計測)
No.34-36	(未計測)	No.79-81	(未計測)
No.37-39	52 ベクレル/kg	No.82-84	ND ²
No.40-42	(未計測)	No.85-87	(未計測)
No.43-45	(未計測)	No.88-91	ND ²

1 流山市の飛灰の処理開始から処理完了4日後までの残さ物を順に袋詰めした

2 ND:未検出

2 対応方針

100 ベクレル/kg を超える残さ物については、工場が原料として引き取らないおそれがある。引き取られない場合は一般廃棄物となり、市町村の一般廃棄物処理責任の観点から、流山市が処理すべき廃棄物であると考えている。

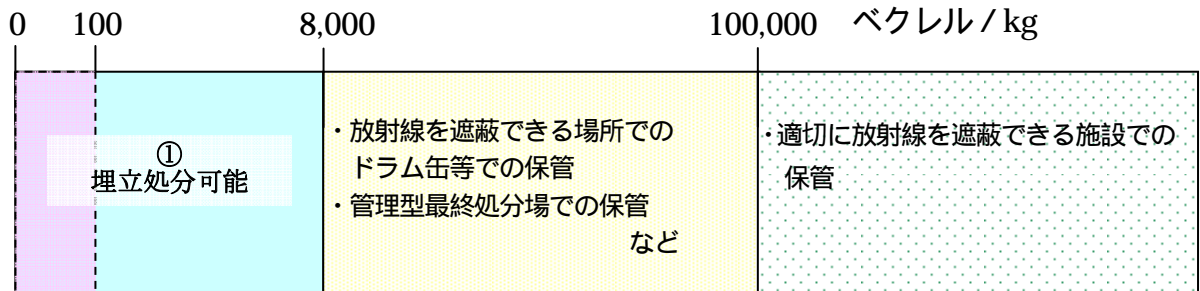
以上のことから、光和精鉱株に対し、100 ベクレル/kg を超える残さ物について、返却する方向で流山市と協議するよう指導する。

また、今回の調査では、3袋ずつグループ化して試料を採取していることから、返却するには袋を特定する必要がある。このため、100 ベクレル/kg を超えているグループについて1袋ずつ分析を行うとともに、今回の結果で100 ベクレル/kg を超えるおそれがある未計測の袋 (No.63 まで) について、同様の分析を行うよう指導する。



残さ物の保管状況

(参考) 飛灰の放射能濃度に係る基準



埋立て処分が可能な基準値 8,000 ベクレル/kg 以下

環境省が示した基準(福島県内の災害廃棄物の処理の方針(6/23))

埋立地の作業者の安全性も確保できる放射線量

一定の管理下での保管が必要な基準値 8,000 ~ 100,000 ベクレル/kg

環境省が示した基準(一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについて(6/28))



災害廃棄物安全評価検討会(8/10): 安全な埋立処分方法を検討中

< 安全な埋立処分方法(想定) >

放射性セシウムの拡散を防ぐため、雨水や地下水との接触を防止する

- 1 雨水が入らない屋根付き処分場を用いる
- 2 耐久性がある容器に入れる
- 3 セメントを混ぜて固める など

放射性物質として管理が必要となる基準値 100,000 ベクレル/kg 以上

環境省が示した基準(福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管(7/28))

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規正法)のクリアランスレベル(「放射性物質」と「放射性物質として扱う必要のない物」を区分する基準となる放射能濃度) **100 ベクレル/kg 以下**